

# 犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ

生後91日以上の子犬の飼い主は、毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。右記の日程で令和5年度の狂犬病予防集合注射を行いますので、時間厳守のうえ最寄りの会場で受けてください。

集合注射を受けない場合は動物病院で注射を受け、注射済証を持参し役場町民課で狂犬病予防注射済票の交付手続きを行ってください。

## ▶費用（1頭につき）

- ・新規登録と注射の場合 6,500円
- ・注射のみの場合 3,500円



## 4月12日(水)

実施時間	会場
9:00～ 9:30	並木青年館
9:40～10:10	小松コミュニティセンター
10:20～10:30	松崎コミュニティセンター
10:35～10:50	向野コミュニティセンター
11:00～11:25	神宿コミュニティセンター
13:10～13:50	四季の丘コミュニティセンター
13:55～14:10	成城台コミュニティセンター
14:15～14:30	立野コミュニティセンター
14:35～14:55	植房農村館
15:05～15:25	古原コミュニティセンター
15:35～15:55	毛成コミュニティセンター

## 4月13日(木)

実施時間	会場
9:00～ 9:20	ヤンマーアグリジャパン(株) 佐原神崎支店駐車場
9:30～ 9:45	高谷コミュニティセンター
9:55～10:15	大貫コミュニティセンター
10:25～10:50	武田やすらぎの家
11:00～11:30	郡やすらぎの家
13:10～13:40	きたふれあいセンター
13:45～14:30	神崎ふれあいプラザ駐車場

## ▶飼い犬が死亡した場合には

狂犬病予防法により、登録済みの犬が死亡した場合は、30日以内に届出が必要です。電話でも受け付けておりますので、既に亡くなっている場合などもご連絡ください。

## ▶問合せ 町民課生活環境係 ☎ 2 1 1 3

## 犬の飼い主の方へ ～犬のふんを放置しないでください～

犬を散歩する時は、必ずリードをつけ、飼い主の責任において、ふんは必ず持ち帰り、可燃ごみとして処理しましょう。また、尿についても、水で流すなど、配慮をお願いします。ほんの一部の犬の飼い主がマナーの悪い行為を行ってしまうと、全ての犬の飼い主や、犬そのものに対するイメージが悪化してしまうことにつながります。犬のふん尿で、公共の場所や、他人の敷地などを汚すことは絶対にやめてください。

